



平成29年（行ク）第263号 文書提出命令申立事件

（本案事件：平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定
取消請求事件）

申立人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

相手方 国

主張書面（1）

2017（平成29）年11月22日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

申立人訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

同 小 野 高 広

第1 はじめに

相手方は平成29年10月11日付文書提出命令申立てに対する意見書（以下「相手方意見書」という）において、以下の2点から、文書提出命令申立書記載の対象文書（以下「本件各対象文書」という）は引用文書（民事訴訟法（以下「民訴法」という）220条1号）に該当せず、相手方は文書提出義務を負わないとしている。

① 相手方は本件各対象文書を積極的に引用していない

相手方が本件各対象文書を「引用した」（民訴法220条1号）といえるためには、積極的に本件各対象文書の存在に言及した場合であることを要し、裁判所や反対当事者からの求釈明に応じて言及した場合には、文書を「引用した」とはいえない。

相手方は裁判所や申立人からの求釈明に応じて本件文書に言及したのであり、自己の主張を基礎づけるために積極的に本件各対象文書を引用しておらず、本件各対象文書は引用文書にあたらぬ。

② 相手方は本件各対象文書について秘密保持の利益を放棄していない

相手方は、本件各対象文書について秘密保持の必要性が高いことに鑑み、本件各対象文書の内容についてあいまいかつ簡潔な主張をするにとどめており、本件各対象文書の秘密保持の利益を放棄していないから、本件各対象文書は引用文書にあたらぬ。

しかし、以下に詳述するとおり、本件各対象文書は引用文書に該当し、相手方は文書提出義務を負う。

第2 本件各対象文書を積極的に引用していないとの主張について

1 求釈明に応じて言及した場合も引用文書に該当する

民訴法が訴訟で引用した文書の提出義務を定めたのは、訴訟で文書を引用して証拠として自分の文書の裏付けに引用した以上は、相手方より申立てが

ある限り、文書の所持者にその文書を提出させ、これを相手方に利用させることが公平であるからである（斉藤秀夫ほか編「注解民事訴訟法（8）第2版」142頁（第一法規 平成5年））。

そして、訴訟において、裁判所や相手方当事者の求釈明に応じて文書に言及して引用した場合も、自らの主張を裏付けるために当該文書を引用するのであるから、相手方当事者から申立てがあった場合には、当該文書を相手方に利用させることが公平であることは、積極的自発的に文書を引用した場合と異なるものではないことは明らかである。

したがって、文書提出命令の相手方は、裁判所や反対当事者からの求釈明に応じてやむなく文書に言及した場合であっても、民訴法220条1号の「引用」にあたるのである。この点、相手方が引用する門口正人編『民事証拠法体系第4巻各論Ⅱ』（青林書院 2003年）も、民訴法220条1号の「引用」の態様について、「文書の存在及び内容に積極的・自発的に言及することを要し、裁判所や反対当事者からの求釈明に応じてやむなく言及した場合や、書証あるいは本人尋問の中で言及されたにすぎない場合は、これに当たらないとする見解…と、このような場合でも引用に当たるとする見解…とがある。当事者が釈明等に応じてやむなく文書に言及したのか、積極的・自発的に言及したのかは、そもそも判然としない場合が多いであろうし、引用文書の提出義務が認められる根拠（反対当事者に検討と反論の機会を与える必要性）に照らせば、引用の動機によって区別するのは適当でない。したがって、後者の見解が妥当である」（105頁）としており、裁判所や相手方当事者の求釈明に応じて文書に言及した場合も「引用」にあたるとしている。

本件では、相手方は、本件各対象文書の存在及び内容について本案の被告準備書面（5）中で言及し、処分庁に注意義務違反がないことの根拠としているのであり、求釈明に応じて言及したのであったとしても、本件各対象文書は引用文書に該当しないということにはならない。

なお、相手方は、「所持者が裁判長の釈明に応じて所持を認めたにすぎないような場合は、その文書を引用したとはいえないと解されている」とし、裁判例（東京高裁昭和40年5月20日決定、東京地裁昭和43年9月14日決定）を挙げている（相手方意見書第3、1（5頁））。しかし、上記東京高裁昭和40年5月20日決定は、「裁判長の『所持しているか否か』の釈明に対する答弁にすぎない」として引用文書でないとした事案である。また、上記東京地裁昭和43年9月14日決定は、「原告からの釈明要求に応じて、一般的な取扱いを述べたものにすぎず、かつ、被告が自己の主張の助けとするため積極的に文書の内容と存在に言及したものではない」として引用文書ではないとした事案である。後記2のとおり、本件では、相手方が自ら本件各対象文書の存在及び具体的な内容に言及し、処分庁に注意義務違反がないとの主張の根拠としており、上記各裁判例とは事案が異なる。

2 相手方は積極的に本件各対象文書の存在及び具体的内容に言及している

上記1のとおり、本件各対象文書が引用文書であることは明らかであるが、仮に、本件各対象文書を「引用した」といえるためには積極的に本件各対象文書の存在に言及した場合であることを要するとしても、以下のとおり、相手方は積極的に本件各対象文書の存在及び内容に言及しており、相手方は本件各対象文書を「引用した」といえる。

(1) 相手方が本件各対象文書の存在及び具体的内容に言及していること

2017（平成29）年8月7日付文書提出命令申立書第1項「文書の表示」（2頁）において指摘しているとおり、相手方は平成29年4月18日付被告準備書面（5）において、本件各対象文書の存在のみならず具体的な内容に言及している。

すなわち、相手方は、平成29年4月18日付被告準備書面（5）第2、3（6頁）において、平成27年6月25日に岡田事務官がフロスト事務局長に送信したメールの内容について、「本件文書2の開示請求があったこ

と、別件訴訟において国が本件文書2と同内容の文書を証拠提出していることを説明し、日米合同委員会の議事録の開示に同意しないとの米国の立場に変更はないかを尋ねる」ものであると主張し、平成27年6月26日から30日までの間に岡田事務官とフロスト事務局長との間でやりとりされたメールの内容については、「本件文書2の開示について意見及び情報の交換」であると主張し、平成27年6月30日にフロスト事務局長から岡田事務官に対し送信されたメールの内容については「本件文書2の開示に同意しない旨の米国の立場が示された」ものであると主張しており、本件各対象文書の存在及び具体的内容に言及しているのである。

(2) 相手方が積極的に本件各対象文書に言及していること

ア 本件各対象文書に初めて言及したのは相手方であること

本案事件において、本件各対象文書の存在及び内容について初めて言及されたのは、平成29年4月18日付被告準備書面(5)においてである。

すなわち、裁判所は相手方に対し、平成29年2月7日の口頭弁論期日において、国賠法上の違法性について予備的な主張の補充を検討すること及び2016(平成28)年11月24日付訴え変更申立書第3記載の求釈明事項(本件文書2の公開について米国政府から意見を得たとする具体的状況等(時期、方法、相手方、内容等))につき回答するよう指示した。同日の口頭弁論期日の時点で、相手方が外務省日米地位協定室の岡田事務官と日米合同委員会のフロスト事務局長との間のメールの存在及び内容に全く言及していなかったことから、申立人は本件各対象文書の存在すら把握しておらず、訴え変更申立書第3記載の求釈明事項も、同年2月7日の口頭弁論期日における裁判所の指示も、本件各対象文書には言及していなかった。

その後相手方は、上記裁判所の指示を受け、平成29年4月18日付

被告準備書面（５）第２、３（６頁）において、自ら、本件各対象文書に言及したのであり、「裁判所の訴訟指揮に応え、円滑な訴訟進行に協力するため、被告準備書面（５）第２、３（５ページ及び６ページ）において、米国政府に意見を求めた状況を具体的内容を引用せずに必要かつ可能な限度で説明したにすぎない」（相手方意見書６頁）などということでは全くない。

イ 相手方が積極的に本件各対象文書に言及したこと

また、相手方は、被告準備書面（５）第２、３（５～６頁）において、本件各対象文書の存在及び具体的内容を記載して米国の意見を確認した経緯を主張したうえで、同４「本件不開示決定２に係る判断において職務上の注意義務違反は存在しないこと」（同６頁）において、「米国は、従前から日米合同委員会議事録はその内容にかかわらず、情報公開制度における開示に原則として同意しないという立場であったところ、本件開示請求を受け、確認のために外務省において米国に意見を求め、その際、別件訴訟で同内容の文書を証拠提出していることについても確認した上、不開示とすべき旨の回答を得た」とし、「外務省においては、上記米国の意見のほか、別件訴訟における証拠提出は同訴訟限りでの日米間の合意であったことなどを踏まえ（……）、米国の同意なく本件文書２を開示することは、米国との信頼関係が損なわれ、我が国の安全が害されるおそれがあると判断した。」「すなわち、外務省においては、本件開示請求に対し、従前の日米合同委員会議事録の開示請求に対する日米両政府の取扱い、本件開示請求に対する米国政府の意見、別件訴訟の状況等、本件開示請求について考慮すべき事情の全てを総合的に考慮し、最終的に本件文書２を開示することの弊害及び情報公開法５条３号該当性について検討の上、判断したのであり、そこに通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と判断したと認め得るような事情は一切なく、職務上

の注意義務違反は存在しない。」と主張している。

すなわち、相手方は、本件各対象文書の存在及び具体的内容を職務上の注意義務違反の不存在を基礎づける具体的な根拠として位置づけているのであり、上記アで述べたとおり相手方が自ら初めて本件各対象文書に言及したことを踏まえれば、相手方が本件各対象文書の存在及び具体的内容に積極的に言及したことは明らかである。

3 小括

以上のとおり、相手方は本件各対象文書の存在及び具体的内容に積極的に言及しているのであり、本件各対象文書を「引用した」ことは明らかである。

第3 本件各対象文書について秘密保持の利益を放棄していないとの主張について

1 相手方は本件各対象文書について秘密保持の利益を放棄している

相手方は、相手方意見書第3、3（7～12頁）において、秘密保持の利益を放棄したといえないとして、本件各対象文書は引用文書に該当しないと主張している。

しかし、まず、秘密保持の利益を放棄していなければ引用文書に該当しないと主張する相手方の主張の根拠が不明である。

また、前記第2で述べたとおり、相手方は被告準備書面（5）において、職務上の注意義務違反の不存在を基礎づける具体的な根拠として本件各対象文書を位置づけ、本件各対象文書の存在及び具体的内容に積極的に言及しているのであり、相手方が本件各対象文書について秘密保持の利益を放棄していることは明らかである。

相手方は、相手方意見書第3、3において、「メールの内容にやむを得ず触れざるを得ない場合においても、日米双方の信頼を損なわない限度でのごく簡単な要約に留められるよう配慮した」（7頁）としており、被告準備書面（5）

において本件各対象文書の内容に言及したことを認めている。また、相手方は、被告準備書面（５）第２、３において、平成２７年６月２５日に岡田事務官がフロスト事務局長に送信したメールの内容について「本件文書２の開示請求があったこと、別件訴訟において国が本件文書２と同内容の文書を証拠提出していることを説明し、日米合同委員会の議事録の開示に同意しないとの米国の立場に変更はないかを尋ねるメール」であるとして、岡田事務官による説明及び質問の内容を明らかにするなど、本件各対象文書の内容について相当程度具体的に明らかにしている。このような相手方の本事件及び本案事件における主張からも、相手方が本件各対象文書の秘密保持の利益を放棄していることは明らかである。

なお、申立人が、原告準備書面（４）第２、２において、「メールの内容を要約して記載したもので、２０１５年６月２５日から同３０日の間に交わされたメールの具体的日時も特定されておらず、抽象的な主張にすぎない」としたのは、処分庁の職務上の注意義務違反に関する主張との関係では抽象的なものにとどまるという趣旨であり、相手方が秘密保持の利益を放棄していないとするものではない。

２ 本件各対象文書の秘密保持の必要性は低い

上記１で述べたとおり、相手方が本件各対象文書の秘密保持の利益を放棄していることは明らかであるが、相手方が、本件各対象文書が秘密保持の必要性の高い文書であるとして縷々主張していることから（相手方意見書第３、３（３）（８～１２頁）、本件各対象文書の秘密保持の必要性が低いことについて、念のため以下のとおり主張する。

（１）相手方の主張する国際慣行は前提が誤っている

相手方の「（外国との協議内容は）基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行となっている」（相手方意見書８頁）との主張について、その前提が誤りであることは、２０１６（平成２８）年９月１３日付原告準

備書面（２）第２、２（１０～１２頁）で述べたとおりである。

（２）すでに本件各対象文書の内容が明らかになっている

前記第２で述べたとおり、相手方は被告準備書面（５）において、本件各対象文書の存在のみならず内容についても相当程度具体的に言及している。また、相手方が本案において書証として提出した陳述書（乙２１・２～３頁、乙２５・１～２頁）において、外務省国際協力局政策課首席事務室谷政克氏が本件各対象文書の内容について被告準備書面（５）よりもさらに踏み込んで陳述しており、本件各対象文書の内容はここでも具体的に明らかにされている。

相手方は、相手方意見書において、本件各対象文書の文書提出命令が認められた場合の弊害について縷々主張しているが（９～１１頁）、上記のとおり、本件各対象文書の内容は相手方準備書面（５）、乙２１、及び乙２５において既に具体的に明らかにされているのであり、本件各対象文書の文書提出命令が認められたとしても、新たに相手方が主張するような弊害が発生するおそれはない。

したがって、本件各対象文書の内容の秘密を保護する必要性は低いものである。

第４ 結論

以上述べたとおり、相手方の本件各対象文書を積極的に引用していないとの主張及び本件各対象文書について秘密保持の利益を放棄していないとの主張はいずれも理由がなく、本件各対象文書は民訴法２２０条１号の引用文書に該当し、相手方は本件各対象文書の文書提出義務を負うものである。

以 上